

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス事業者に相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

高齢者支援課に相談

相談や苦情の内容をもとに、市で事業者の調査及び指導・助言を行います。

「国保連」に相談

市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

介護予防や高齢者の生活と権利を守る総合相談窓口。高齢者のことならなんでもご相談ください。
(利用料は無料です。)

- 綾部市東部地域包括支援センター TEL 0773-21-5295
FAX 0773-21-5296
十倉名畑町(いこいの村・とくら福祉センター内) ※担当地区:奥上林・中上林・口上林・山家
- 綾部市中部地域包括支援センター TEL 0773-43-2888
FAX 0773-45-4521
新宮町(綾部市ハート交流センター内) ※担当地区:東八田・西八田・吉美・綾部・中筋
- 綾部市西部地域包括支援センター TEL 0773-21-5011
FAX 0773-21-5106
栗町(綾部市ふれあいの家内) ※担当地区:豊里・物部・志賀郷

綾部市 福祉部 高齢者支援課

- 介護保険担当……………TEL 0773-42-4261(直通)
- 企画管理担当……………TEL 0773-42-4339(直通)
- 高齢者福祉担当……………TEL 0773-42-4259(直通)

地域包括支援課 ●地域包括支援センター担当…TEL 0773-42-4262(直通)

TEL 0773-42-3280(代) FAX 0773-42-0048

綾部市の頭文字A-α(アルファ)を図案化し、縞に合わせたもので、平和の象徴たる鳩の姿も表しています。

みんなのあんしん 介護保険

わかりやすい利用の手引き



綾部市

令和7年6月

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源として、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

マイナンバー制度について

各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口ではマイナンバーの確認と本人確認を行います。お手数おかけしますが、ご協力お願いいたします。

◆マイナンバーの確認には次のいずれかが必要

- 個人番号カード ●通知カード(住所、氏名等が住民票と一致している)
- 個人番号が記載された住民票 等

◆本人確認には次の身分証明書が必要

- 個人番号カード、運転免許証、パスポート等の写真つきの身分証明書
- ※写真がない身分証明書(被保険者証、負担割合証等)の場合は2種類が必要。

※個人番号カードは、マイナンバーの確認と本人確認の両方ができます。

※同一手続きの2回目以降の申請時のマイナンバー確認について

要介護・要支援更新認定申請や負担限度額認定申請の2回目以降の手続き等については、初回の申請により既にマイナンバーを確認済みですので、申請書へのマイナンバーの記入を省略することが可能です。その場合、番号確認や本人確認は不要です。

この他の記入を省略できる申請については、高齢者支援課介護保険担当までお尋ねください。

マイナポータルによる電子申請について

個人番号カードとインターネットに接続している機器類があれば、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」により、市役所窓口に行かなくても各種申請手続きをすることができます。(申請の種類により別途書類を郵送していただく手続きもあります。)

もくじ

介護保険制度のしくみ	4
住み慣れた地域でいつまでも元気に	4
サービス利用の手順	6
サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス	6
要介護認定の流れ	6
サービス利用の流れ② ケアプランの作成からサービス利用まで	8
サービスの種類と費用	10
介護保険サービスの種類	10
①自宅を中心に利用するサービス	11
②介護保険施設で受けるサービス	18
③生活環境を整えるサービス	20
地域支援事業(総合事業)	22
介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます	22
その他の福祉サービス	28
綾部市の高齢者福祉施策	28
費用の支払い	30
自己負担限度額と負担の軽減	30
介護保険料の決まり方・納め方	32
社会全体で介護保険を支えています	32
事業所一覧	36
綾部市内の介護保険サービス事業所一覧	36

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

費用の支払い

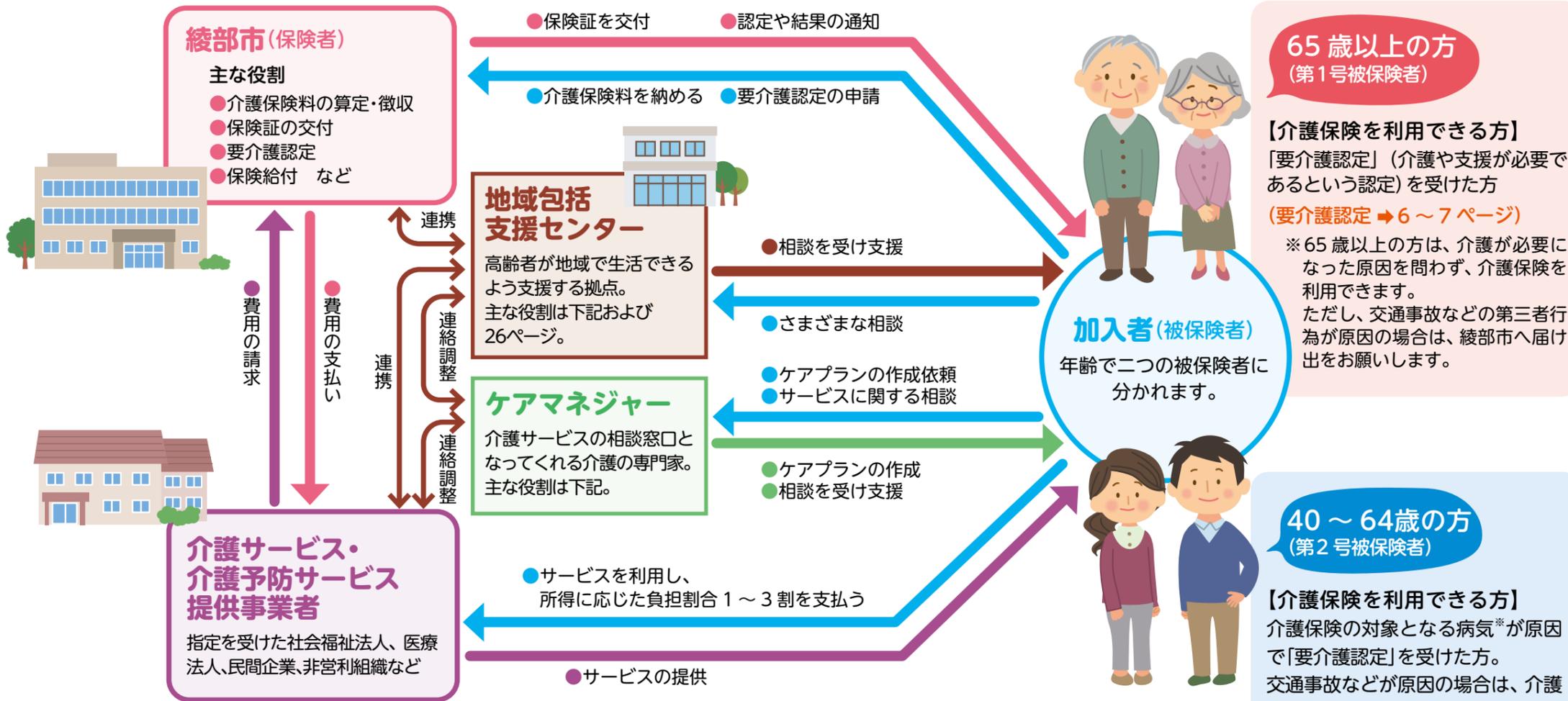
介護保険料の決まり方・納め方

事業所一覧



住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、保険料を納めます。運営は綾部市が行っています。



介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は
65歳になる月までに全員に交付されます。

40～64歳の方は
認定を受けた方に交付されます。

【保険証が必要なとき】
・要介護認定を申請(更新)するとき
・ケアプランを作成するとき
・介護保険サービスを利用するとき など



65歳以上の方 (第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方
(要介護認定 → 6～7ページ)

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、綾部市へ届け出をお願いします。

40～64歳の方 (第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】
介護保険の対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

負担割合証

要介護認定を受けた方、事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくは30ページ。

【負担割合証が必要なとき】
・介護保険サービス等を利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1～3割)が記載されます。



介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

「地域包括支援センター」とは?

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。
→詳しくは26ページ。

【主にどんなことをするの?】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人?

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービス利用の流れ① 相談～利用できるサービス

介護サービスや介護予防サービス、サービス・活動事業を利用するには、まずは、綾部市の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

① 相談する

綾部市の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ・介護サービスが必要
- ・住宅改修が必要など



- ・生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからないなど



- ・介護予防に取り組みたいなど



② 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護認定を受ける

要介護認定の申請 → 要介護認定(調査～判定)

綾部市の窓口申請して、要介護認定を受けます。(下記参照)

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

サービス・活動事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。



認定

③ 体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態が判定されます。

要介護度

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1

高介護が必要な度合い 低

非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者*)

自立した生活が送れる

④ 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

介護サービスを利用できます。

サービス・活動事業を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。



介護予防サービスを利用できます。



総合事業

サービス・活動事業を利用できます。



一般介護予防事業を利用できます。



*事業対象者とは「サービス・活動事業」の対象者のことです。また、要介護認定は、事業対象者となったあとも申請できます。

要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

① 要介護認定の申請

申請の窓口は綾部市高齢者支援課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の代行依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ☑ 申請書
綾部市の窓口にあります。
- ☑ 介護保険の保険証
40～64歳の方は医療保険被保険者証または資格確認書が必要です。
- 申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。
- 原則、マイナンバーの記入が必要です。通知カードなど、番号が確認できるもの及び、本人確認書類が必要です。(マイナンバーカードがあれば両方の確認ができます)

② 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあと介護や支援が必要な度合い(要)

● 訪問調査

綾部市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

● 主治医の意見書

綾部市の依頼により主治医が意見書を作成。

に公平な審査・判定が行われ、介護度が決まります。

● 一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

● 二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

【訪問調査の主な調査項目】

基本調査

- 麻痺などの有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排せつ
- 清潔
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 大声を出す

- ひどい物忘れ
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 過去14日間にうけた医療
- 日常生活自立度

概況調査

特記事項

- 調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したものの

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

費用の支払い

介護保険料の決め方

事業所一覧

サービス利用の流れ②へ(8ページから)

サービス利用の流れ② ケアプランの作成 からサービス利用まで



要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援連絡します。また、要支援1・2と認定された方および事業対象者は地域包括支援センター

援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に等に連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

自宅を中心に利用する
介護サービスの種類
(P.10～)



① 居宅介護支援事業者に連絡します

- **居宅介護支援事業者** (ケアマネジャーを配置しているサービス事業者) を選び、連絡します。(P.36「居宅介護支援」事業所)
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。
- **サービス・活動事業**を利用していた方は引き続き利用できる場合があります。



介護保険施設へ入所したい

施設サービスの種類
(P.18)



① 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- ケアプランにそって介護保険の**施設サービス**を利用します。



要支援1・2の方

① お住いの地域の地域包括支援センター等に連絡します

- 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者に連絡、相談をします。(P.36「介護予防支援」事業所)
- **介護予防サービス**の種類 (P.10～)
- **サービス・活動事業**について (P.22)

② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センター等の職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ 介護予防ケアプラン^{※1}を作成します

- 地域包括支援センター等の職員と相談しながら介護予防ケアプランを作成します。



④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**サービス・活動事業**を利用します。



事業対象者

① お住いの地域の地域包括支援センターに連絡します

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。
- **サービス・活動事業**について (P.22)



② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センターの職員と、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

③ 介護予防ケアマネジメント^{※1}を作成します

- 地域包括支援センターの職員と相談しながら介護予防ケアマネジメントを作成します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- 介護予防ケアマネジメントにそって**サービス・活動事業**を利用します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成、介護予防ケアマネジメントの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

費用の支払い

介護保険料の決め方・納め方

事業所一覧

介護保険サービスの種類

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、綾部市にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類

- 自宅を訪問してもらう** P.11～12
- 生活する環境を整える** P.20～21
- 施設に通って利用する** P.13～14
- 短期間施設に泊まる** P.15
- 通いを中心とした複合的なサービス** P.16
- 介護保険施設に移り住む** P.18
- 自宅から移り住んで利用する** P.17

マーク、自己負担のめやす等について

要介護 1～5 要介護 1～5の方が介護保険を使って利用できるサービス

要支援 1・2 要支援 1・2の方が介護保険を使って利用できるサービス

※要介護 3～5 の方向けのサービスや要支援 2 の方向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。

地域密着型サービス 原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できる介護保険サービス。サービスの種類などは市区町村によって異なります。

- 自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。(負担割合については、30ページ参照)
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。※自己負担のめやすは令和7年6月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護 1～5 きょたくかいごしえん **居宅介護支援**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、安心して介護サービスを利用できるように支援してもらいます。



要支援 1・2 かいごよぼうしえん **介護予防支援**

地域包括支援センターや市町村から指定を受けた居宅介護支援事業者の職員に介護予防ケアプランを作成してもらい、安心して介護予防サービスを利用できるように支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

① 自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなどさまざまな種類があります。

日常生活の手助けをしてもらう

自宅を訪問してもらう

要介護 1～5 ほうもんかいご **訪問介護【ホームヘルプサービス】**

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

- 〈身体介護〉
- 食事、入浴、排せつのお世話
 - 衣類やシーツの交換 など
- 〈生活援助〉
- 住居の掃除、洗濯、買い物
 - 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	244円
	30分～1時間未満	387円
生活援助中心	20分～45分未満	179円
	45分以上	220円

通院等乗降介助(1回)	97円
-------------	-----

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



ご注意ください! 以下のサービスは、介護保険の対象となりません。

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 預金の引き出し、預け入れ
- 留守番
- 来客の応対
- 家具の移動や修繕、模様替え
- 草むしり など

自宅で入浴する

要介護 1～5 **要支援 1・2** ほうもんにゆうよくかいご **訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)**

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護 1～5	1,266円	要支援 1・2	856円
---------	--------	---------	------



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

費用の支払い

介護保険料の決め方・納め方

事業所一覧

① 自宅を中心に利用するサービス



看護師などに訪問してもらう

自宅を訪問してもらう

要介護 1~5 **要支援 1~2** **訪問看護**
ほうもんかんご
かいご よぼうほうもんかんご
(介護予防訪問看護)



看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす【30分~1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援 1・2	553 円	794 円
要介護 1~5	574 円	823 円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護 1~5 **要支援 1~2** **訪問リハビリテーション**
ほうもん かいご よぼうほうもん
(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

要介護 1~5	308 円	要支援 1・2	298 円
---------	-------	---------	-------

お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護 1~5 **要支援 1~2** **居宅療養管理指導**
きょたくりょうようかんりしどう かいご よぼうきょたくりょうようかんりしどう
(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす
 【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515 円
歯科医師の場合(月2回まで)	517 円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566 円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518 円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362 円

夜間に訪問介護を受ける

要介護 1~5 **夜間対応型訪問介護**
やかんたいおうがたほうもんかいご

地域密着型サービス

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。

自己負担(1割)のめやす
 【基本対応の場合】

1 カ月	989 円
------	-------

※要支援の方は利用できません。

24 時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護 1~5 **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**
ていきじゆんかいづいじたいおうがたほうもんかいごかんご

地域密着型サービス

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす
 【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用
要介護 1	5,446 円	7,946 円	基本対応 989 円
要介護 2	9,720 円	12,413 円	
要介護 3	16,140 円	18,948 円	
要介護 4	20,417 円	23,358 円	
要介護 5	24,692 円	28,298 円	

※要支援の方は利用できません。



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通って利用する

要介護 1~5 **通所介護(デイサービス)**
つうしょかいご

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。



自己負担(1割)のめやす
 【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	658 円
要介護 2	777 円
要介護 3	900 円
要介護 4	1,023 円
要介護 5	1,148 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

- ・個別機能訓練 56 円/1日
- ・栄養改善 200 円/1回
- ・口腔機能向上 150 円/1回 など

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

要介護 1~5 **地域密着型通所介護**
ちいきみつちやくがたつうしょかいご

地域密着型サービス

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
 【7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	753 円
要介護 2	890 円
要介護 3	1,032 円
要介護 4	1,172 円
要介護 5	1,312 円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

「共生型サービス」

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。障害福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなります。(逆の場合も同じ)



【対象サービス】

訪問介護 デイサービス ショートステイ等

障害福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありました(65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため)。この問題を解消するために「共生型サービス」が創設されました。

低所得の障害者の方のための負担の軽減が行われます。→ 31 ページ

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

福祉サービス

費用の支払い

決まり方・納め方

事業所一覧

① 自宅を中心に利用するサービス

施設に通って利用する

施設に通ってリハビリをする

要介護1~5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	762 円
要介護 2	903 円
要介護 3	1,046 円
要介護 4	1,215 円
要介護 5	1,379 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200 円 / 1 回
・口腔機能向上 150 円 / 1 回 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

要支援1~2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など（栄養改善）
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）

などのメニューを選択して利用できます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,268 円
要支援 2	4,228 円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200 円 / 月
・口腔機能向上 150 円 / 月 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。
◎介護予防・日常生活支援総合事業の通所介護相当サービスとは併用できません。



認知症の方が施設に通って受けるサービス

要介護1~5 要支援1~2 認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満利用した場合】

要介護 1	994 円	要支援 1	861 円
要介護 2	1,102 円	要支援 2	961 円
要介護 3	1,210 円		
要介護 4	1,319 円		
要介護 5	1,427 円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。

地域密着型サービス

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士：日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士：日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士：音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。

短期間施設に泊まる

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護1~5 要支援1~2 短期入所生活介護【ショートステイ】(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	704 円	603 円	603 円
要介護 2	772 円	672 円	672 円
要介護 3	847 円	745 円	745 円
要介護 4	918 円	815 円	815 円
要介護 5	987 円	884 円	884 円

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	529 円	451 円	451 円
要支援 2	656 円	561 円	561 円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1~5 要支援1~2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】(介護予防短期入所療養介護)

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	836 円	753 円	830 円
要介護 2	883 円	801 円	880 円
要介護 3	948 円	864 円	944 円
要介護 4	1,003 円	918 円	997 円
要介護 5	1,056 円	971 円	1,052 円

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要支援 1	624 円	579 円	613 円
要支援 2	789 円	726 円	774 円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

【居室の違い】

- ユニット型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設している個室
- ユニット型個室的多床室：ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室
- 従来型個室：共同生活室(リビングスペース)を併設していない個室
- 多床室：定員2人以上の個室ではない居室

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。

また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。



介護 公表 検索

介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
地域支援事業(総合事業)
その他の福祉サービス
費用の支払い
介護保険料の決め方
事業所一覧

① 自宅を中心に利用するサービス



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

通いを中心とした複合的なサービス

要介護 1~5 **要支援 1・2** しょうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご
小規模多機能型居宅介護
 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。



地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担 (1割) のめやす

要支援 1	3,450円
要支援 2	6,972円
要介護 1	10,458円
要介護 2	15,370円
要介護 3	22,359円
要介護 4	24,677円
要介護 5	27,209円

通い・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護 1~5 かん ごしやうき ぼ た き のうがたきよたくかい ご
看護小規模多機能型居宅介護
 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。



地域密着型サービス

1カ月あたりの自己負担 (1割) のめやす

要介護 1	12,447円
要介護 2	17,415円
要介護 3	24,481円
要介護 4	27,766円
要介護 5	31,408円

介護予防が大切なのはなぜ?

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でを行い、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができます。

自分らしい生活へ



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

要介護 1~5 **要支援 1・2** とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご
特定施設入居者生活介護
 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
 【包括型(一般型)の場合】

要支援 1	183円
要支援 2	313円
要介護 1	542円
要介護 2	609円
要介護 3	679円
要介護 4	744円
要介護 5	813円

地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

要介護 1~5 ち いきみつちやくがた とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご
地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	546円
要介護 2	614円
要介護 3	685円
要介護 4	750円
要介護 5	820円

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護 1~5 **要支援 2** にん ち しょうたいおうがたきようどうせいかつかい ご
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※要支援1の方は利用できません。



地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
 【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	749円
要介護 1	753円
要介護 2	788円
要介護 3	812円
要介護 4	828円
要介護 5	845円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護 3~5 ち いきみつちやくがた かい ごろうじんふくし し せつにゆうしよしゃせいかつかい ご
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	828円	745円	745円
要介護 4	901円	817円	817円
要介護 5	971円	887円	887円

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

費用の支払い

決まり方・納め方

介護保険料の方

事業所一覧

② 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。
- ※ユニット型個室、従来型個室、多床室の違いについては、15 ページを参照してください。

生活介護が中心の施設

要介護 3~5 かいごろうじんふくし しせつ
介護老人福祉施設
【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 3	約24,450円	約21,960円	約21,960円
要介護 4	約26,580円	約24,060円	約24,060円
要介護 5	約28,650円	約26,130円	約26,130円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護 1~5 かいごろうじんほけんしせつ
介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約24,060円	約21,510円	約23,790円
要介護 2	約25,440円	約22,890円	約25,290円
要介護 3	約27,390円	約24,840円	約27,240円
要介護 4	約29,040円	約26,490円	約28,830円
要介護 5	約30,540円	約27,960円	約30,360円

長期療養の機能を備えた施設

要介護 1~5 かいご いりょういん
介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護 1	約25,500円	約21,630円	約24,990円
要介護 2	約28,800円	約24,960円	約28,290円
要介護 3	約35,970円	約32,100円	約35,460円
要介護 4	約39,000円	約35,160円	約38,490円
要介護 5	約41,760円	約37,890円	約41,250円

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



居住費と食費については、施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円* (915円)	1,445円

変更ポイント
II型介護医療院などの一部の多床室において、室料が徴収されます。

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※令和7年8月より、室料が徴収される場合は697円になります。

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

変更ポイント
★令和7年8月以降、下線部が80万円から80.9万円に見直しとなります。(令和7年7月までは80万円)

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費施設
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下					
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円*以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円*超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。
()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。
※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

▲「合計所得金額」はP.30 ※3「その他の合計所得金額」の説明を参照。年金収入には非課税年金を含みます。

介護保険施設に移り住む

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

福祉サービス(その他の)

費用の支払い

決まり方・納め方

介護保険料の決まり方・納め方

事業所一覧

③ 生活環境を整えるサービス



自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用
できます。⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。



月々の利用限度額の範囲内で、
実際にかかった費用の1～3割
を自己負担します。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとまなわないもの) | ③ 歩行器 |
| ② スロープ(工事をとまなわないもの) | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

⑬ 自動排せつ処理装置
(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

貸与価格を適正にするための制度

- 商品ごとに貸与価格の全国平均を公表します。その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します。
※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
 - 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 - 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

福祉用具を買う

要介護1～5 要支援1・2 とくていふくしやうぐこうにゆう とくていかいごよぼうふくしやうぐこうにゆう
特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入) **申請が必要です**

購入費支給の対象は、次の品目です。

- | | |
|---------------------------------------|------------------|
| ● 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む) | ● 移動用リフトのつり具の部分 |
| ● 入浴補助用具(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等) | |
| ● 簡易浴槽 | ● 排せつ予測支援機器 |
| ● 固定用スロープ | ● 自動排せつ処理装置の交換部品 |
| ● 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ) | ● 歩行器(歩行車を除く) |
- 貸与と購入を選択できます。



年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円
かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

要介護1～5 要支援1・2 きよたくかいごじゅうたくかいしゅう かいごよぼうしゅうたくかいしゅう
居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)

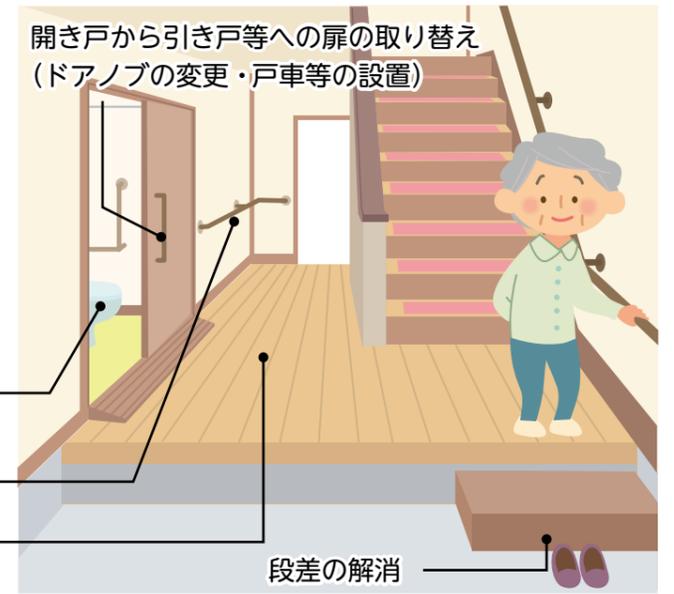
事前と事後に
申請が必要です

生活する環境を整える

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。(費用が20万円だった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

● 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか綾部市の窓口
に相談してください。

- 和式便器から洋式便器への取り替え
- 手すりの取り付け
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更



◎ 介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

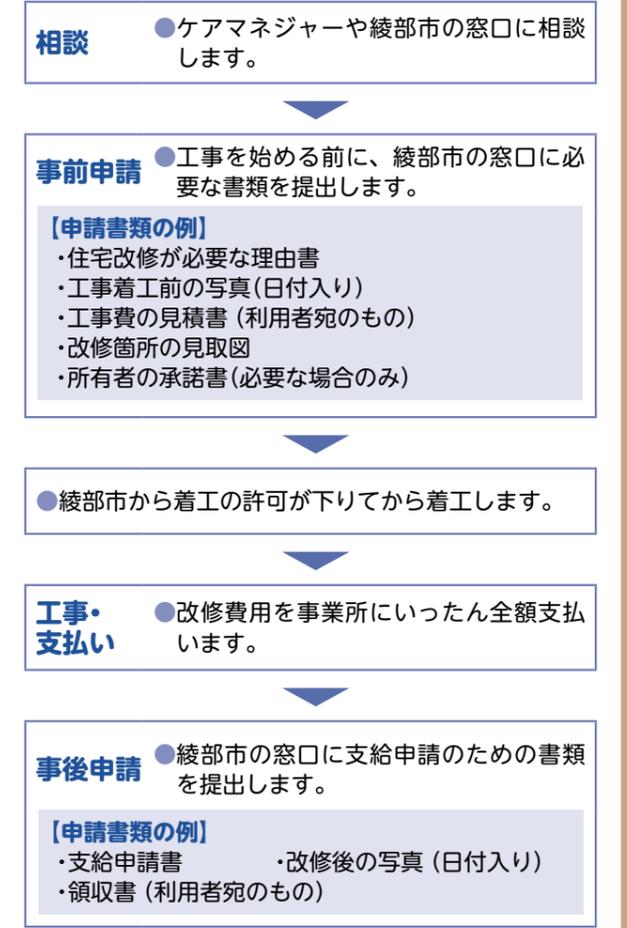
支給限度額 / 20万円まで(原則1回限り)
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- ※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

この住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。



手続きの流れ (事前と事後の申請が必要です)



介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

福祉サービスのその他の

費用の支払い

決まり方・納め方

介護保険料の事業所一覧

介護予防に取り組みたいときは？

介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、綾部市が行う介護予防事業です。生活機能の低下が見られるなど介護予防や生活支援が必要な人が利用できる **サービス・活動事業** と65歳以上の人ならどなたでも利用できる **一般介護予防事業** の2種類があります。

サービス利用の流れ

65歳以上の人

サービスの利用について、まず地域包括支援センターまたは綾部市の窓口へご相談ください

- 介護保険の要介護認定で「要支援1・2」と認定された人
 - 地域包括支援センター等が行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた人
 - サービス・活動事業を利用していた方で、要介護1～5となったあとも本人が利用を希望し、綾部市が必要と判断した方
- ※一部サービスに限ります。

● すべての65歳以上の人

サービス・活動事業

が利用できます

地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにもとづいて、次のようなサービスが利用できます。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス

※要介護認定で「要支援1・2」と認定された人は、介護保険の介護予防サービスも利用できますが、同様なサービスは利用できません。

一般介護予防事業

が利用できます

健康維持と介護予防につながる各種講演会やボランティア研修、生活機能向上プログラムなどに参加できます。



「介護予防・日常生活支援総合事業」

生活サポート会議

本人の望む暮らしを支えるために、各種専門職で本人の強みを生かした工夫や社会参加などを含めた支援の検討をします。



綾部市が実施する通所型サービス

通所介護相当サービス

介護予防・生活支援が必要な人

生活機能向上のための機能訓練、レクリエーション、入浴などのサービスを提供します。

自己負担のめやす(1カ月)^{*1・2}

要介護度	週1回程度	週2回程度
要支援1・2、事業対象者	1,798円/月	3,621円/月

選択的サービス^{*1・2}

利用するサービスによって別に費用が加算されます。

- 栄養改善 200円/月
- 口腔機能向上(I) 150円/月 など

※介護予防サービスの通所リハビリテーション（デイケア）との併用はできません。



すこやかシニア教室

介護予防・生活支援が必要な人

ストレッチや筋力トレーニングに取り組んだり栄養バランスや歯や口腔内の清掃・お口の健康について学ぶ教室です。週1回程度教室で学んだことを自宅でも継続することで、心身の状態の維持向上を目指します。

自己負担のめやす

要介護度	1回	送迎利用料
要支援1・2、事業対象者	400円 ^{*1}	200円

リハビリ強化型 すこやかシニア教室

介護予防・生活支援が必要な人

リハビリテーション専門職が自宅に訪問し提案したアドバイスと個別プログラムをすこやかシニア教室で個別に取り組みます。

自己負担のめやす(1カ月)^{*1}

要介護度	週1回
要支援1・2、事業対象者	1,780円/月



※1 自己負担のめやすは報酬の1割で示しています。負担割合については30ページを参照してください。

※2 このほか、サービス提供事業所の運営体制などにより別途加算が発生する場合があります。くわしくは各サービス提供事業所にお問い合わせください。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

福祉サービス（その他の）

費用の支払い

介護保険料の決め方・納め方

事業所一覧

綾部市が実施する訪問型サービス

訪問介護相当サービス

介護予防・生活支援が必要な人

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護、生活援助を行います。

自己負担のめやす(1カ月)^{*1}

要介護度	週1回程度	週2回程度	週3回以上
要支援1・2、事業対象者	1,176円/月	2,349円/月	3,727円/月

*週2回以上の利用については、事業対象者、要支援2の方に限ります。



介護予防・生活支援が必要な人

いきいき生活支援事業

一定の研修を受講した人などが外出時の付添い、買い物、薬の受取り、調理の介助、家屋内の整理・整頓や掃除などを行います。

自己負担のめやす^{*1}

要介護度	1回
要支援1・2、事業対象者	200円

*1 自己負担のめやすは報酬の1割で示しています。負担割合については30ページを参照してください。



その他の生活支援サービス

配食サービス

介護予防・生活支援が必要な人

食のアセスメントを行い、配食サービスの必要性が認められる人に栄養バランスに配慮したお弁当を配達します。

自己負担額

要介護度	1食
要支援1・2、事業対象者	500円



認知症高齢者支援事業

徘徊による所在不明等の可能性のある方に対し、所在地を特定できるGPS端末を貸し出します。

内容 GPS端末を携帯することにより、パソコンや携帯電話で位置情報を確認できます。電話で検索や保護(有料)を依頼することもできます。

利用者負担 電話での依頼による位置情報検索、現場急行料等は有料。

連絡先 高齢者支援課 高齢者福祉担当
TEL:0773-42-4259(直通)

綾部市高齢者対策 SOSネットワーク事前登録事業

認知症等により行方不明となるおそれのある方の情報を事前に綾部市高齢者対策SOSネットワーク、警察署、消防署と共有することで行方不明時の早期保護を目的とする事業です。

- 事前登録された方には登録シールを配布します。
- 「行方不明高齢者発見のためのネットワーク登録書」を提出してください。

一般介護予防事業

健康、栄養、運動などに関する教室を開催しています。教室によって参加条件や参加費などが決められています。

元気はつらつ教室

健康の話、レクリエーション、運動、栄養に関する教室です。



ステッププラス教室

転倒予防のため、頭と体を楽しく動かす教室です。



らくひざ教室

水中ウォーキングを中心とした運動などを行い、膝痛の改善を目指す教室です。

アクアウォーキング

筋力や体力の向上のためプールでウォーキングを行う教室です。



出張ステッププラス

地域の団体等にスタッフを派遣し、転倒予防体操を実施します。

出張脳いきいき講座

地域の団体等にスタッフを派遣し、脳を活性化させる脳いきいきゲームを実施します。

地域リハビリテーション事業 (リハビリ専門職訪問)

リハビリ専門職が自宅を訪問し、生活動作や屋内環境などに関する相談に応じます。

地域の集まりの場にも訪問します。



出前講座等

地域の団体からの依頼に応じて保健師等が地域へ出向き健康啓発を行います。要望に応じてフレイル予防講座等も行います。

認知機能低下が気になる方への支援

連絡先 地域包括支援課 地域包括支援センター担当
TEL:0773-42-4262(直通)

もの忘れ相談

高齢者や家族を対象にもの忘れ相談を行います。認知症状への対応や、不安を感じている方の相談を受け支援します。事前に申し込みが必要です。

認知症初期集中支援事業 (愛称：あがりと)

認知症の専門職が自宅等へ訪問し、今後の生活等について助言をします。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

費用の支払い

決まり方・納め方 介護保険料の方

事業所一覧

その他の地域支援事業

「高齢者の権利を守ります」

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

- 預貯金通帳や財産の管理が自分では不安になってきた
- 悪質な商法によって高額な買い物をさせられた
- 介護サービス事業者の対応に不満を訴えても改善されない



地域包括支援センターのご案内
高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。

介護予防、総合事業に関すること、相談や困りごとがあれば、地域包括支援センターへお問い合わせください。



- 綾部市東部地域包括支援センター TEL 0773-21-5295 FAX 0773-21-5296
十倉名畑町(いこいの村・とくら福祉センター内) ※担当地区:奥上林・中上林・口上林・山家
- 綾部市中部地域包括支援センター TEL 0773-43-2888 FAX 0773-45-4521
新宮町(綾部市ハート交流センター内) ※担当地区:東八田・西八田・吉美・綾部・中筋
- 綾部市西部地域包括支援センター TEL 0773-21-5011 FAX 0773-21-5106
栗町(綾部市ふれあいの家内) ※担当地区:豊里・物部・志賀郷

地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

介護予防を応援します！

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。

さまざまな問題に対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。

地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

積極的に
ご利用ください



高齢者の権利を守ります！

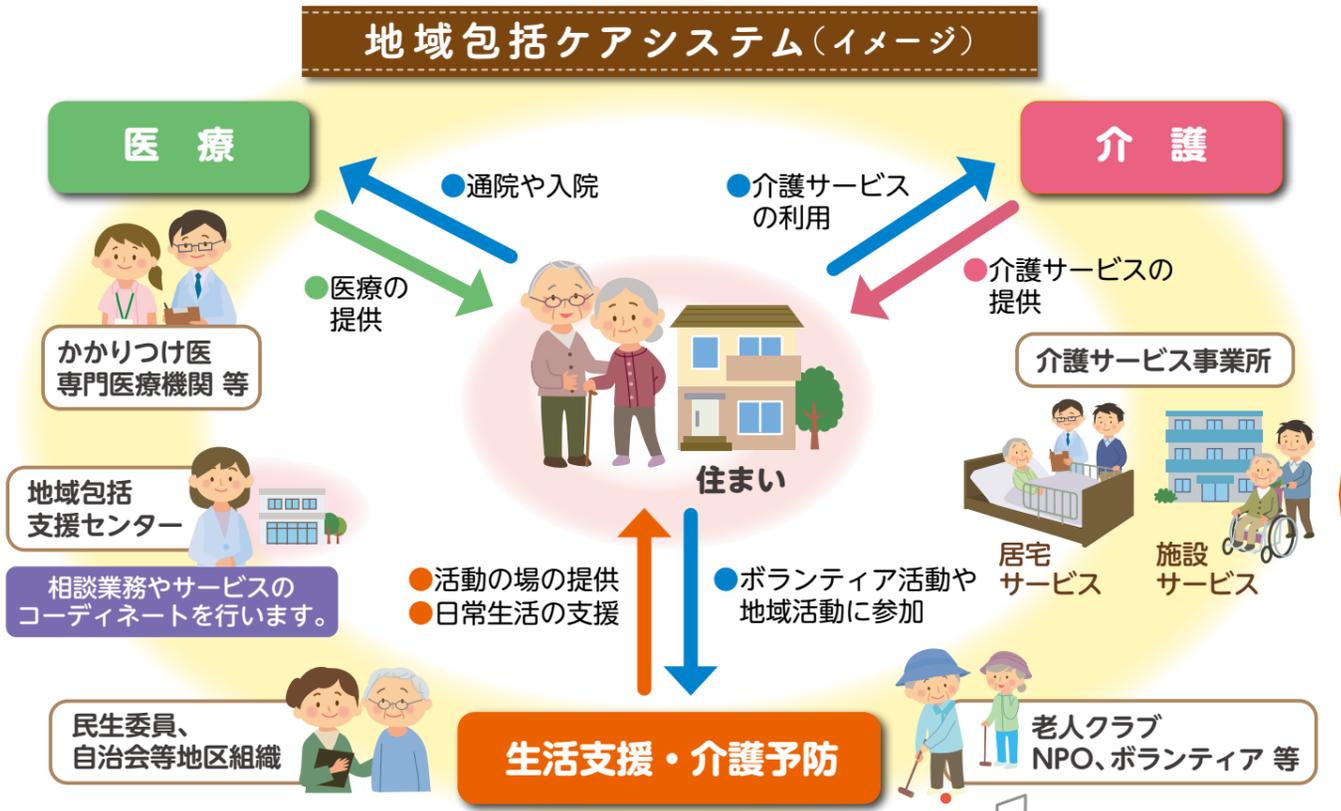
高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。

充実したサービスを提供するために支援します！

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。

支え合いの地域づくり

高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えていくしくみが「地域包括ケア（地域包括ケアシステム）」です。



介護が必要な状態になっても地域で暮らしていくには、「住まい」を前提として「介護」や「医療」などのいざというときのためのサービスと、「介護予防」「生活支援」など日頃から必要なサービスが、日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供される体制が必要です。

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

綾部市は、多様な生活支援・介護予防サービスを提供できる地域づくりを進めています。ボランティアやサービスを提供する側には、高齢者を含む地域住民の参加が期待されています。

社会的な役割を持つことは、生きがいにもなるし、自然と介護予防にもなります。



生活支援・介護予防サービス

- ニーズに合った多様なサービス（住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス）
地域サロン、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、掃除、介護者支援 など

生活支援の担い手としての社会参加

高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
- 興味関心がある活動
- 新たにチャレンジする活動
一般就労、起業、趣味活動、地域活動、ボランティア活動 など

介護保険制度のしくみ

サービスの利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

福祉サービスのほか

費用の支払い

決まり方・納め方

事業所一覧

綾部市の高齢者福祉施策

(その他の福祉サービス:対象者は綾部市に在住されている方)



※ご利用に当たっては、事前に申請書の提出が必要となる場合がありますのでご確認ください。

★印は、介護保険制度の認定が必要な事業です。連絡先:高齢者福祉担当 TEL:0773-42-4259(直通)

高齢者のみの自宅での暮らしの不安解消

★配食サービス事業

- 内容** ご希望の曜日に夕食をご自宅まで配達します。
- 要件** 高齢者のみの世帯で生活されている方で、日常生活に支障があり、配食サービスの必要性があると認められる方。
- 費用** 1食500円



高齢者等見守りサービス補助金

- 内容** ご自宅の電球を通信機能を内蔵したLED電球に取替えることで、24時間に一度も電球を点灯・消灯する動作がない場合に、事前に登録した通知先(最大4件)へメールが送られます。通知先からの依頼で代理訪問も可能です。
- 要件** ひとり暮らしの高齢者の方等
- 補助金額** 月額利用料の一部を補助します(別途払込手数料等が必要)。

住み続けたい住宅への不安解消

★すこやか住まい改修事業

- 内容** 介護保険制度で住宅改修費の支給を受ける方に対し、支給限度額を超えた費用の一部を補助します。(屋内工事のみ対象)
- 要件** 市民税所得割が23万5千円未満の世帯
- 補助金額** 補助率2/3 (1人当たり上限133,000円まで) ※改修開始前に申請書を提出し、交付決定を受けてください。

介護予防安心住まい推進事業

- 内容** 介護保険制度の認定を受けておられない方で、各地域包括支援センターにおいて運動機能の低下が認められた方に対して住宅改修費用の一部を補助。
- 要件** 市民税非課税世帯
- 補助金額** 補助率2/3 (1住宅当たり上限160,000円) ※改修開始前に申請書を提出し、交付決定を受けてください。

緊急通報装置貸与事業

- 内容** 通報先に近隣の人及び消防署を設定していただき、装置のボタンを押すと、電話回線を通じて通報が送られます。
- 要件** NTT回線をご利用のひとり暮らしの高齢者の方等
- 利用者負担** 月額418円(所得税非課税世帯は無料) ※装置取付工事費用等が別途必要

高齢になっても生活を楽しむために

移送サービス事業

- 内容** 身体的理由等により、一般の交通機関を利用することが困難な高齢者世帯の方が、市内の医療機関・福祉施設・公的機関へ行くときに利用できます。
- 利用者負担** 特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティアが定める利用料
- 連絡先** TEL:40-2363 / FAX:40-2362

綾部市「清山荘」

- 高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションなどを行う施設**
- 利用要件** 綾部市在住の60歳以上の個人又は団体
- 時間** 午前9時から午後4時まで
- 休館日** 日曜日、休日、年末年始
- 利用料** 入館料1日150円
- 管理運営** 指定管理者:特定非営利活動法人あやべ福祉フロンティア
- 連絡先** TEL/FAX:0773-42-4601
- 所在地** 里町潜り9番地の1

綾部市ふれあいの家

- 高齢者が要介護状態になることを予防し、健康増進を図っていただくための施設**
- 時間** 午前9時から午後5時30分まで
- 休館日** 土、日曜日、休日、年末年始
- 利用料** 下記にお問い合わせください
- 管理運営** 指定管理者:株式会社ミストラルサービス
- 連絡先** TEL/FAX:0773-47-1136
- 所在地** 栗町土居ノ内31番地

訪問理美容サービス

- 内容** 高齢で理髪店や美容院に出向くことが困難な方に、理美容師が自宅、病院、介護保険施設等に出張して理美容サービスを行います(契約店のみ)。
- 利用者負担** 理美容料金(年度内4回までの出張費用のみ市が負担)

在宅での生活に不安があるとき

綾部市生活支援ハウス

- 内容** 高齢者のみの生活に不安があるときに、一定期間住居を提供します。
- 要件** おおむね60歳以上の自宅で生活することに不安のある方
- 利用者負担** 収入に応じて無料から月額50,000円まで(別途、食費、光熱水費等が必要)
- 所在地** あたご:八津合町寺町1番地1・25番地
うえずぎ:上杉町花ノ木2-3

養護老人ホームへの入所

- 内容** おおむね65歳以上で、環境上及び経済上の理由により、在宅での生活が困難である高齢者の措置入所を行います。
- 利用者負担** 本人及び扶養義務者の所得に応じて費用負担が必要になります。

介護者の負担軽減に

★介護用品支給事業(おむつ等の給付)

- 内容** 寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護する家族に対し、介護用品を支給。
- 対象品目** 紙オムツ、尿取りパッド、介護用使い捨て手袋、おむつカバー、清拭用品、ドライシャンプー等
- 対象者** 市府民税が非課税の要介護3(認定調査票の「排泄」の項目が「介助」又は「見守り」に該当する方に限る)・4・5と認定されたおむつを必要な要介護者を介護される家族(市外在住の介護者も対象です)。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

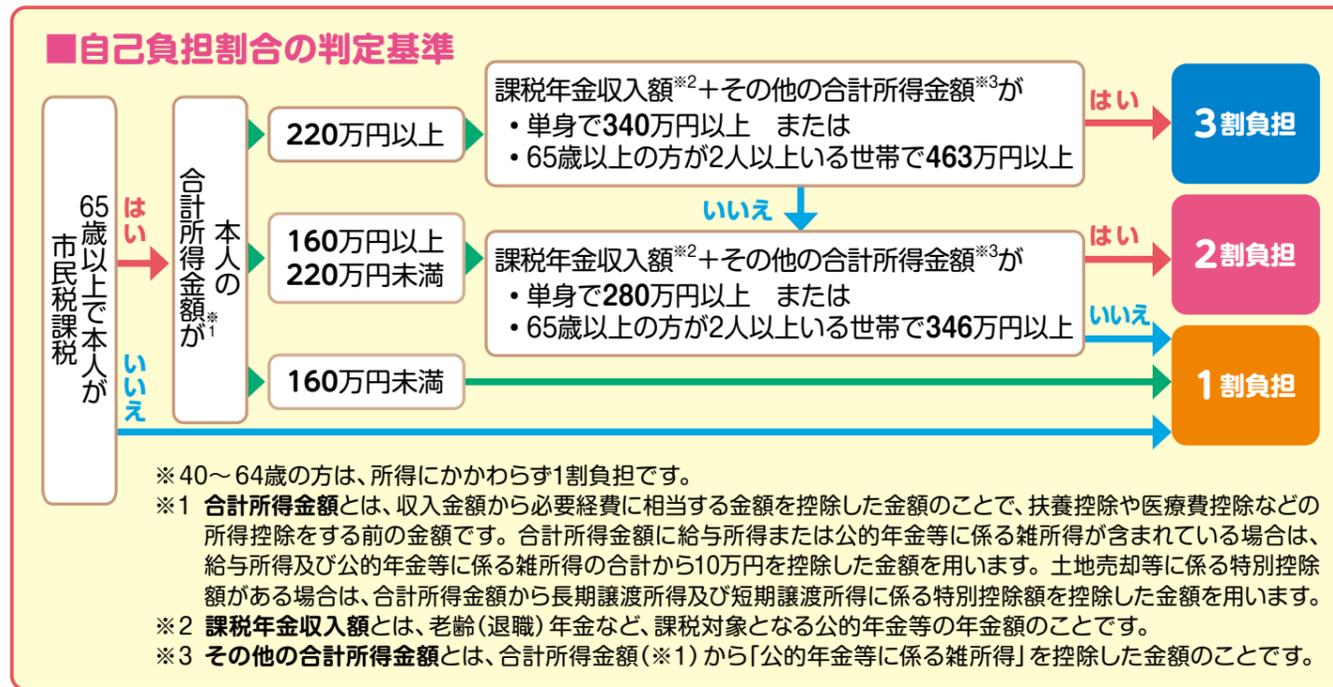
費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

事業所一覧

自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。



●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

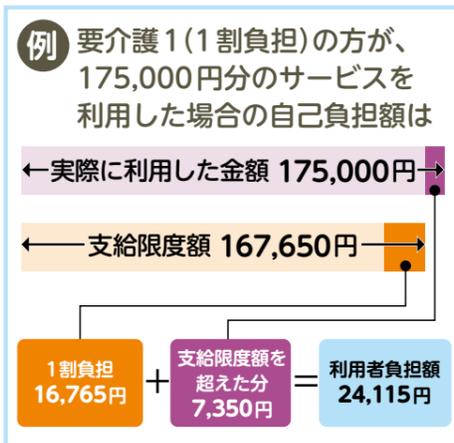
■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
- ・特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- ・認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ・居宅介護住宅改修
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防サービスについても同様です。



自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護(予防)サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、綾部市への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

※居住費・食費・日常生活費などは含まれません。
 ※対象者には綾部市から通知がありますので、その内容にもとづき申請をしてください。

初回のみ綾部市への申請が必要です。

変更ポイント

★令和7年8月以降、下線部の基準額が80万円から80.9万円へ見直しとなります。(令和7年7月までは80万円)

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の方	140,100円(世帯)
課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万円以上約1,160万円未満)の方	93,000円(世帯)
住民税課税世帯で課税所得380万円(年収約770万円)未満の方	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・その他の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円*以下の方	15,000円(個人)
生活保護受給者の方	15,000円(個人)

※「課税年金収入額」「その他合計所得金額」はP.30の説明参照

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、医療保険の窓口への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方		70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者	
区分	限度額	区分	限度額
基準総所得額		課税所得	
901万円超	212万円	690万円以上	212万円
600万円超～901万円以下	141万円	380万円以上690万円未満	141万円
210万円超～600万円以下	67万円	145万円以上380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一般(市民税課税世帯の方)	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者(市民税非課税世帯の方)	31万円
		世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方	19万円

低所得の障害者の方のための負担軽減

一定の要件を満たした方が障害福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます。

- 【要件】
- ① 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(居宅介護、生活介護等)に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
 - ② 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)を利用する方
 - ③ 障害支援区分2以上であった方
 - ④ 本人及びその配偶者が市民税非課税または生活保護世帯の方
 - ⑤ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

費用の支払い

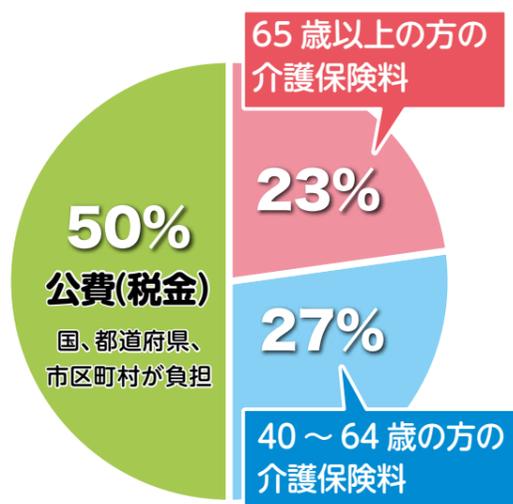
介護保険料の決め方・納め方

事業所一覧

社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護保険料はきちんと納めましょう。

介護保険料の負担割合は、65歳以上の方と40～64歳の方の人口比率をもとに決められます。



▲介護保険の財源の内訳 (令和6～8年度)
(このほかに利用者負担分があります)

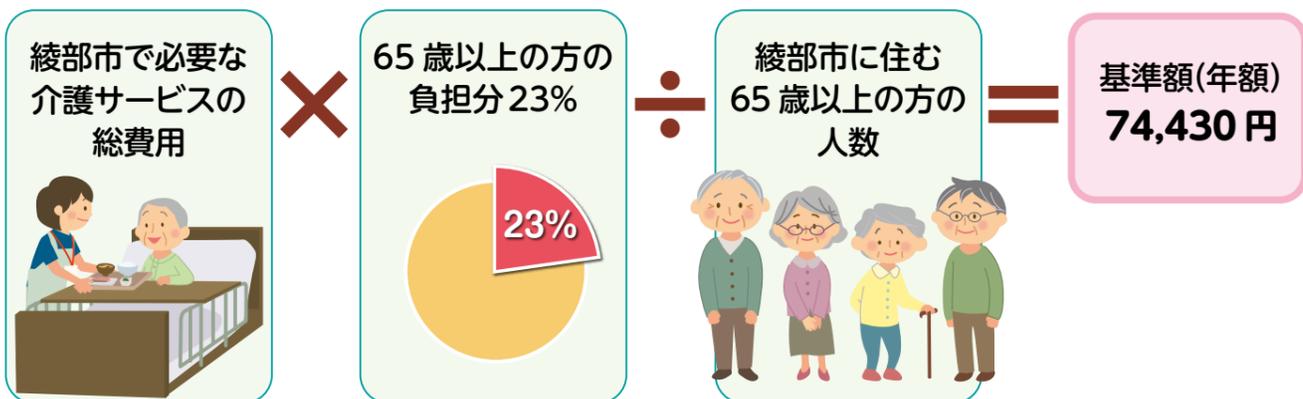


65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

※詳しくは綾部市ホームページ掲載の「第10次綾部市高齢者保健福祉計画」をご覧ください。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

綾部市の令和6～8年度の介護保険料の基準額 74,430円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、15段階に分かれます。公費によって、第1～3段階の調整率を変更され、令和7年度の介護保険料は下記のとおりになります。

所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)	
第1～3段階	本人が市民税非課税 世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金 ^{*1} 受給、または本人の課税年金収入額 ^{*2} と合計所得金額 ^{*3} (年金収入に係る所得を控除した額)の合計が80.9万円以下	基準額 × 0.285	21,220円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が80.9万円超120万円以下	基準額 × 0.435	32,380円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が120万円超	基準額 × 0.685	50,990円
第4～5段階	本人が市民税非課税 世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が80.9万円以下	基準額 × 0.85	63,270円
		本人の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を控除した額)の合計が80.9万円超	基準額	74,430円
		本人の合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.20	89,320円
第6～15段階	本人が市民税課税	本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 × 1.35	100,490円
		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 × 1.70	126,540円
		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 × 1.85	137,700円
		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 × 2.00	148,860円
		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 × 2.20	163,750円
		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 × 2.40	178,640円
		本人の合計所得金額が720万円以上800万円未満	基準額 × 2.50	186,080円
		本人の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額 × 2.60	193,520円
		本人の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 × 2.70	200,970円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等、課税対象となる年金収入額のこと、障害年金・遺族年金等は含まれません。

※3 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のこと、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

介護保険制度のしくみ
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
地域支援事業(総合事業)
福祉サービス
費用の支払い
介護保険料の決まり方・納め方
事業所一覧

65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳以上になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。
納め方は受給している年金*の額によって次の2通りに分かれ、どちらかを個人で選ぶことはできません。

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円未満**の方 →
【納付書】又は【口座振替】で各自納めます

普通徴収

- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 綾部市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関かコンビニエンスストア又は、スマートフォンアプリ(au Pay・J-Coin Pay・d払い・PayPay)で納めてください。(スマートフォンアプリで納付された場合、領収書は発行されませんので、二重納付にご注意ください。)

忙しい方、なかなか外出ができない方は、
口座振替が便利です。

口座振替が便利ね

- 手続き**
- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
 - 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

口座振替取扱金融機関 京都銀行/京都北都信用金庫/京都丹の国農業協同組合/近畿労働金庫福知山支店/ゆうちょ銀行・郵便局

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から【天引き】になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



- 特別徴収の対象者になると、おおむね1年以内に介護保険料が天引きになります。

! こんなときは、一時的に納付書又は口座振替等で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

特別徴収

介護保険料を滞納すると？

災害など特別な事情もなく、保険料の滞納が続く場合、差押等の滞納処分を受けたり、次のような措置がとられたりすることがあります。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



納期限を過ぎると	督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。
1年以上滞納すると	利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。
1年6カ月以上滞納すると	引き続き、利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付費の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合もあります。
2年以上滞納すると	上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

納付がむずかしい場合は 災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は、綾部市役所高齢者支援課にご相談ください。減免や猶予が受けられる場合があります。

40~64歳の方の介護保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40~64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

福祉サービス(その他の)

費用の支払い

決まり方・納め方

事業所一覧

事業所一覧

(令和7年6月1日現在)

事業所の種類	事業所名	所在地	電話 市外局番 0773	対象
居宅介護支援	あやべ協立診療所	駅前通1	43-3088	要介護 1～5
	綾部市立病院訪問看護ステーション	青野町大塚20-1	43-0238	
	綾部市社会福祉協議会	川糸町南古屋敷5-1	43-2881	
	松寿苑居宅介護支援事業所	田野町田野山2-169	42-0130	
	どんぐりの家 居宅介護支援事業所	里町向屋敷33	42-6957	
	高齢者支援センター松寿苑居宅介護支援事業所	八津合町寺町1-1・25	54-9030	
	ふきのとう居宅介護支援事業所	岡町長田3-1	43-3288	
	綾部東部在宅介護支援センター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	
	ミストラル介護センター	栗町土居ノ内31	47-5333	
	居宅介護支援事業所 そわん	青野町吉美前51	45-3821	
つばめ居宅介護支援事業所	西町一丁目49-1	45-6522		
介護予防支援	綾部市東部地域包括支援センター	十倉名畑町欠戸29-1	21-5295	要支援 1・2
	綾部市中部地域包括支援センター	新宮町91	43-2888	
	綾部市西部地域包括支援センター	栗町土居ノ内31	21-5011	
	綾部市社会福祉協議会	川糸町南古屋敷5-1	43-2881	
	ふきのとう居宅介護支援事業所	岡町長田3-1	43-3288	
	居宅介護支援事業所 そわん	青野町吉美前51	45-3821	
つばめ居宅介護支援事業所	西町一丁目49-1	45-6522		
訪問介護	在宅ケアステーションげんき	駅前通1	43-1133	要介護 1～5
	綾部市社会福祉協議会	川糸町南古屋敷5-1	43-2881	
	松寿苑訪問介護事業所	田野町田野山2-169	43-1123	
	ニチイケアセンター綾部	青野町館ノ後47	40-1405	
	ミストラル介護センター綾部	栗町土居ノ内31	47-5333	
	ふきのとう訪問介護事業所あやべ	岡町長田3-1	43-0822	
	綾部東部在宅介護支援センター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	
訪問入浴介護	綾部市社会福祉協議会	川糸町南古屋敷5-1	43-2881	要介護 1～5 要支援 1・2
訪問看護	在宅ケアステーションげんき	駅前通1	43-1133	
	綾部市立病院訪問看護ステーション	青野町大塚20-1	43-0238	
	ふらむはあと訪問看護・リハビリねっと綾部 (理学療法士等の訪問可)	井倉町東12-1	42-3955	
	訪問看護ステーション 陽	大島町沓田9-4-2	43-2777	

居宅サービス

事業所の種類	事業所名	所在地	電話 市外局番 0773	対象
訪問看護	訪問看護ステーションまるっと	大島町大藪30-1 コーポコレクトI 102号	48-9369	要介護 1～5 要支援 1・2
	ケアフル訪問看護ステーション	本町8丁目101-1	52-1790	
	訪問看護ステーション おれんじ	青野町西中居63 103号	48-9686	
訪問リハビリ	老人保健施設あやべ	小畑町埋野98-1	48-0186	要介護 1～5
	京都綾部さくらホーム訪問リハビリテーション	高津町遠所1-611	40-1066	
通所介護 (デイサービス)	あやべ協立診療所	駅前通1	42-6119	要介護 1～5
	綾部デイサービスセンター	田野町田野山2-169	43-1123	
	社協の家つどい	上杉町宮ノ谷10	44-0396	
	どんぐりの家 通所介護事業所	里町向屋敷33	42-6957	
	ニチイケアセンター綾部	青野町館ノ後47	40-1405	
	高齢者支援センター松寿苑デイサービスセンター	八津合町寺町1-1・25	54-9030	
	社協の家なごみ	志賀郷町下町3	49-5035	
	ミストラル介護センター綾部	栗町土居ノ内31	47-9100	
	綾部東部デイサービスセンター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	
	綾部東部在宅介護支援センター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	
通所リハビリ	老人保健施設あやべ	小畑町埋野98-1	48-0186	要介護 1～5 要支援 1・2
	京都綾部さくらホームデイケアセンター	高津町遠所1-611	40-1066	
	三愛会リハビリテーションクリニック	井倉町東12-1	43-3339	
短期入所 生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームいこいの村梅の木寮	十倉名畑町久瀬谷2	46-0101	要介護 1～5 要支援 1・2
	特別養護老人ホーム第2松寿苑	田野町田野山2-169	43-1123	
	特別養護老人ホーム松寿苑	田野町田野山2-163	42-0386	
	特別養護老人ホーム丹の国荘	小畑町埋野67	48-0701	
	特別養護老人ホーム京都綾部ききょうの郷	高津町遠所1-621	40-1300	
	小規模特養おかやす	岡安町大道16	44-8007	
短期入所 療養介護	老人保健施設あやべ	小畑町埋野98-1	48-0186	要介護 1～5 要支援 1・2
	介護老人保健施設京都綾部さくらホーム	高津町遠所1-611	40-1066	
特定施設入居者 生活介護	養護老人ホーム松寿苑	田野町田野山2-163	42-0386	要介護 1～5 要支援 1・2
福祉用具貸与・ 特定福祉用具販売	イン・ザ・ルーム綾部店	若松町14	42-1052	
	石坪綾部店	青野町大塚79-1	40-1700	
	スマイル・サポート	井倉町東12-1	45-3587	
	三笑堂	大島町大藪6-4	20-3410	

居宅サービス

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

福祉サービス(その他の)

費用の支払い

決まり方・納め方(介護保険料の)

事業所一覧

(令和7年6月1日現在)

事業所の種類	事業所名	所在地	電話 市外局番 0773	対象		
施設サービス	介護老人福祉施設	特別養護老人ホームいこいの村梅の木寮	十倉名畑町久瀬谷2	46-0101	要介護1~5	
		特別養護老人ホーム第2松寿苑	田野町田野山2-169	43-1123		
		特別養護老人ホーム松寿苑	田野町田野山2-163	42-0386		
		特別養護老人ホーム丹の国荘	小畑町埋野67	48-0701		
		特別養護老人ホーム京都綾部さきさきの郷	高津町遠所1-621	40-1300		
	介護老人保健施設	老人保健施設あやべ	小畑町埋野98-1	48-0186		
		介護老人保健施設京都綾部さくらホーム	高津町遠所1-611	40-1066		
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	どんぐりの家 絆	里町向屋敷33	42-6957	要介護1~5	
		ミストラルとよさと	栗町土居ノ内31	47-5100		
	小規模多機能型居宅介護	山家小規模多機能型居宅介護施設やまぶき	上原町木トラ1-3	45-1234	要支援1・2	
		中筋小規模多機能型居宅介護施設丹都	岡町長田3-1	40-5515		
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	グループホームたのやま	田野町田野山2-183	40-1237	要介護1~5 要支援2	
		ミストラルとよさと	栗町土居ノ内31	47-5511		
		グループホーム京都綾部こすもすの郷1号館	高津町遠所1-621	40-1230		
		ニチイケアセンターゆらの里	豊里町福垣243	47-5002		
		グループホーム京都綾部こすもすの郷2号館	高津町遠所1-621	40-1230		
	特定施設入居者生活介護	特定施設ケアハウスたのやま	田野町田野山2-183	40-1185	要介護1~5	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	高齢者支援センター松寿苑小規模特養あたご	八津合町寺町1-1・25	54-0202		
		小規模特養おかやす	岡安町大道16	44-8007		
	地域密着型通所介護	デイサービスプラトールあやべ	高津町1-5	45-3297		
		地域密着型通所介護事業所けんさぼ	神宮寺町西谷22	21-1872		
		リハビリド綾部	並松町上溝口28番7	45-8977		
		うえずぎ松寿苑デイサービスセンター	上杉町花ノ木2-3	44-8100		
		ミストラル生き生きクラブ	広小路二丁目12-1	40-2310		
看護小規模多機能型居宅介護	複合型サービスきょうりつ	駅前通1	40-5500			
サービス・活動事業	介護予防ケアマネジメント	綾部市東部地域包括支援センター	十倉名畑町欠戸29-1	21-5295		要支援1・2 事業対象者
		綾部市中部地域包括支援センター	新宮町91	43-2888		
		綾部市西部地域包括支援センター	栗町土居ノ内31	21-5011		
	訪問型	訪問介護相当サービス	在宅ケアステーションげんき	駅前通1	43-1133	
			綾部市社会福祉協議会	川糸町南古屋敷5-1	43-2881	
			松寿苑訪問介護事業所	田野町田野山2-169	43-1123	

事業所の種類	事業所名	所在地	電話 市外局番 0773	対象	
訪問型	訪問介護相当サービス	ミストラル介護センター綾部	栗町土居ノ内31	47-5333	要支援1・2 事業対象者
		ふきのとう訪問介護事業所あやべ	岡町長田3-1	43-0822	
		綾部東部在宅介護支援センター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	
	いきいき生活支援事業	松寿苑訪問介護事業所	田野町田野山2-169	43-1123	
		ミストラル介護センター綾部	栗町土居ノ内31	47-5333	
		ふきのとう訪問介護事業所あやべ	岡町長田3-1	43-0822	
		綾部東部在宅介護支援センター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	
		綾部市シルバー人材センター	宮代町明知11-4	42-9030	
		あやべ協立診療所	駅前通1	42-6119	
		綾部デイサービスセンター	田野町田野山2-169	43-1123	
サービス・活動事業	通所型	社協の家つどい	上杉町宮ノ谷10	44-0396	
		どんぐりの家 通所介護事業所	里町向屋敷33	42-6957	
		高齢者支援センター松寿苑デイサービスセンター	八津合町寺町1-1・25	54-9030	
		社協の家なごみ	志賀郷町下町3	49-5035	
		ミストラル介護センター綾部	栗町土居ノ内31	47-9100	
		綾部東部デイサービスセンター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	
		デイサービスプラトールあやべ	高津町1-5	45-3297	
		介護予防・日常生活支援総合事業所けんさぼ	神宮寺町西谷22	21-1872	
		リハビリド綾部	並松町上溝口28番7	45-8977	
		うえずぎ松寿苑デイサービスセンター	上杉町花ノ木2-3	44-8100	
	ミストラル生き生きクラブ	広小路二丁目12-1	40-2310		
	すこやかシニア教室 ※会場	綾部市社会福祉協議会(リハビリ強化型含む)	川糸町南古屋敷5-1	43-2881	
		どんぐりの家 おこしやす	里町西ノ糸29-2	43-0050	
		ミストラル健康センター豊里	栗町土居ノ内31	47-5333	
		綾部東部デイサービスセンター	十倉名畑町欠戸29-1	46-0155	
		ふきのとう* (山家公民館/鷹栖町)	鷹栖町豊後田32	40-5515 (丹都)	
		co-da	岡安町大道16	44-8007	
配食サービス		社会福祉法人松寿苑			
	社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会				

- 令和7年6月1日現在で京都府および綾部市の指定を受けている事業所を掲載しています。
- 居宅療養管理指導を実施している事業所は掲載していません。
- 住宅改修は事業所の指定はありません。
- 配食サービスは、要件を満たせば要介護1~5の方も利用可能です。

介護保険制度のしくみ

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業(総合事業)

その他の福祉サービス

費用の支払い

介護保険料の決まり方・納め方

事業所一覧